

## 災害拠点精神科病院の指定に向けた取組について

## 現状

近年、大規模災害に加え、大雨等が増加傾向にあり、東日本大震災や熊本地震では、精神科病院からの多数の患者搬送が行われるなど、災害時においても精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受け入れやDPATの派遣等ができる体制の整備が求められている。本県においては、**未だ災害拠点精神科病院の指定ができていない**ため、早期に指定をする必要がある。全国では30自治体53病院を指定(令和6年4月時点)

## 災害拠点精神科病院の指定の方向性

北部と南部の2カ所に災害拠点精神科病院の指定を目指し、令和6年度末までに長浜赤十字病院を災害拠点精神科病院として指定。

また、令和8年度末までに災害拠点精神科病院を1病院増やし、大規模災害時の精神保健医療ニーズに対応できる体制の確保を進める。

## 長浜赤十字病院の指定に向けた動き

令和5年8月18日	長浜赤十字病院との協議
令和5年12月2～3日	DPAT先遣隊研修の受講
令和6年3月11日	災害拠点精神科病院要件確認
令和6年3月19日	災害医療体制連絡協議会報告
令和6年7月30日	滋賀県DPAT運営委員会で検討
令和6年9月12日	滋賀県医療審議会

## 災害拠点精神科病院とは

以下のような機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保すること等により、都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う。

- 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための**診療機能**
- 精神疾患を有する**患者の受け入れや、一時的避難場所としての機能**
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の**派遣機能**等



## 指定要件

## 運営体制

- ・24時間の緊急対応し、被災地内の患者の受け入れ及び搬出が可能な体制を有する
- ・被災地からの精神科医療の必要な患者の受け入れ拠点となる
- ・DPATの保有及びその派遣体制を有する

等

## 施設及び設備

- ・病棟、診療棟等精神科診療に必要な部門を設置する
- ・耐震構造を有する
- ・3日分程度の燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄をする
- ・病院敷地内等に患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保する

等

<整備方針>人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備(少なくとも各都道府県内に1カ所以上)

N=53病院

自治体名	病院名	自治体名	病院名
青森県	青森県立つくしが丘病院、弘前愛成会病院 青南病院	兵庫県	兵庫県立ひょうごこころの医療センター、高岡病院 宝塚三田病院
山形県	山形さくら町病院、佐藤病院、PFC HOSPITAL 県立こころの医療センター	奈良県	奈良県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院、茨城県立こころの医療センター	和歌山県	和歌山県立こころの医療センター
群馬県	県立精神医療センター	島根県	島根県立こころの医療センター
千葉県	千葉県総合救急災害医療センター	岡山県	岡山県精神科医療センター
東京都	井之頭病院、東京都立松沢病院 国立精神・神経医療研究センター病院	広島県	賀茂精神医療センター
神奈川県	神奈川県立精神医療センター	山口県	山口県立こころの医療センター
新潟県	さいがた医療センター	徳島県	徳島県立中央病院
石川県	石川県立こころの病院	香川県	香川県立丸亀病院、こころの医療センター 五色台
福井県	公益財団法人 松原病院	愛媛県	松山記念病院
静岡県	静岡県立こころの医療センター、沼津中央病院神経 科浜松病院、聖隷三方原病院	福岡県	福岡県立精神医療センター太宰府病院、南ヶ丘病院
愛知県	愛知県精神医療センター、 松崎病院豊橋こころのケアセンター	佐賀県	肥前精神医療センター
三重県	榑原病院、三重県立こころの医療センター	熊本県	菊池病院、桜が丘病院、益城病院
京都府	京都府立洛南病院	大分県	浏野病院、帆秋病院
大阪府	さわ病院、阪南病院、大阪精神医療センター	沖縄県	平安病院、琉球病院

※赤字は前年度  
より新たに設置  
された医療機関